

児童虐待による死亡事例等に係る検証について

1 検証の必要性

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方において、事例の分析、児童虐待の防止等のために必要な調査研究及び検証を行うものとされている。

これを踏まえ、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、厚生労働省からの通知（資料3）により、技術的な助言として、検証に関する基本的な考え方や検証の進め方等が示されている。

児童虐待の防止等に関する法律 第4条第5項

国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 検証の目的

各関係機関の対応状況などを分析するとともに、再発防止策を検討するためのものである。関係者の処罰を目的とするものではない。

3 検証について

客観性を担保するため、厚生労働省からの通知を踏まえ、児童福祉に関する事項の調査審議をするため、札幌市においては、札幌市子ども・子育て会議の中に常設している「児童福祉部会」において検証を行っている。

なお、具体的な検証の手法等については、児童福祉部会で審議していただく。